

平成29年5月12日

各 位

会 社 名 株式会社 筑 邦 銀 行 代 表 者 取締役頭取 佐 藤 清 一 郎 (コード番号 8 3 9 8 福証) 問 合 せ 先 取締役総合企画部長 執行 謙二 (TEL 0942-32-5897)

株式報酬型ストック・オプション(新株予約権)の行使条件の変更に関するお知らせ

当行は、本日の取締役会において、過去に株式報酬型ストック・オプションとして発行した新株 予約権の行使条件の一部を変更することを決議しましたので、下記の通りお知らせいたします。

なお、本件につきましては、平成29年6月28日開催予定の第93期定時株主総会における「株式報酬型ストック・オプションの行使条件の一部変更の件」が承認可決されることを条件として、効力を発揮します。

記

1. 変更理由

平成29年6月28日より新株予約権の割当て対象者として、執行役員を加えることに伴い、必要事項を変更するものであります。

2. 行使条件を変更する新株予約権

- (1) 株式会社 筑邦銀行 第1回新株予約権(平成23年6月28日開催の取締役会決議)
- (2) 株式会社 筑邦銀行 第2回新株予約権(平成24年6月27日開催の取締役会決議)
- (3) 株式会社 筑邦銀行 第3回新株予約権(平成25年6月26日開催の取締役会決議)
- (4) 株式会社 筑邦銀行 第4回新株予約権 (平成26年6月26日開催の取締役会決議)
- (5) 株式会社 筑邦銀行 第5回新株予約権(平成27年6月25日開催の取締役会決議)
- (6) 株式会社 筑邦銀行 第6回新株予約権(平成28年6月28日開催の取締役会決議)

3. 変更内容

変更前	変更後
【新株予約権の行使条件】	【新株予約権の行使条件】
新株予約権者は、新株予約権を行使できる期	新株予約権者は、新株予約権を行使できる期
間内において、当行の取締役の地位を喪失した	間内において、当行の取締役または執行役員の
日の翌日から10日を経過する日までに限り、	いずれの地位も喪失した日の翌日から 10 日を
新株予約権を一括して行使できるものといた	経過する日までに限り、新株予約権を一括して
します。	行使できるものといたします。